一般社団法人日本家具保証協会
違法伐採対策に関する自主的行動規範

平成 17 年 7 月に英国で開催された G8 サミットの結果、日本政府は、「違法に伐採された木材は使用しない」という基本的考え方に基づき、政府調達の対象を合法性、持続可能性が証明された木材・木材製品とする措置を導入することとした。これを受け、一般社団法人日本家具保証協会（以下「本法人」）は、違法伐採対策に関する行動規範を制定し、ここに公表する。

（合法性等の証明された木材・木材製品の普及の促進）
第 1 条　本法人は、会員事業者が合法性、持続可能性が証明された木材・木材製品の供給を促進し、その普及に努める。

（合法性等の証明のための事業者の認定）
第 2 条　本法人は、林野庁が策定、公表した「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に示された森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て行う証明方法（団体認定方式）に関連して、「合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定実施要領」を別途定め、本法人の会員事業者の認定を行い、その供給の促進に努めるものとする。

（関連団体との連携）
第 3 条　本法人は、違法伐採対策の実施にあたり、必要に応じて、他の木材産業関係団体及び環境推進団体等との協力、連携を図る。

（情報の公開）
第 4 条　本法人は、この規程に基づく取組み状況を、必要に応じて当該事業者の概要を公表する。

（改廃）
第 5 条　この規程の改正及び廃止は、理事会の決定による。

付則１　この規程は、平成 18 年 9 月 8 日から施行する。
付則２　この規程は、平成 28 年 5 月 17 日から施行する。
付則３　この規程は、令和 6 年 9 月 18 日から施行する。
付則４　この規程の改正により、新規定は令和 6 年 9 月 18 日以降に発生した事案に適用する。改正前の規程は同日以前に発生した事案に引き続き適用する。